

① FF

この商品パンフレットと別に、「別冊（重要事項説明書）」がございます。
あわせてお読みください。

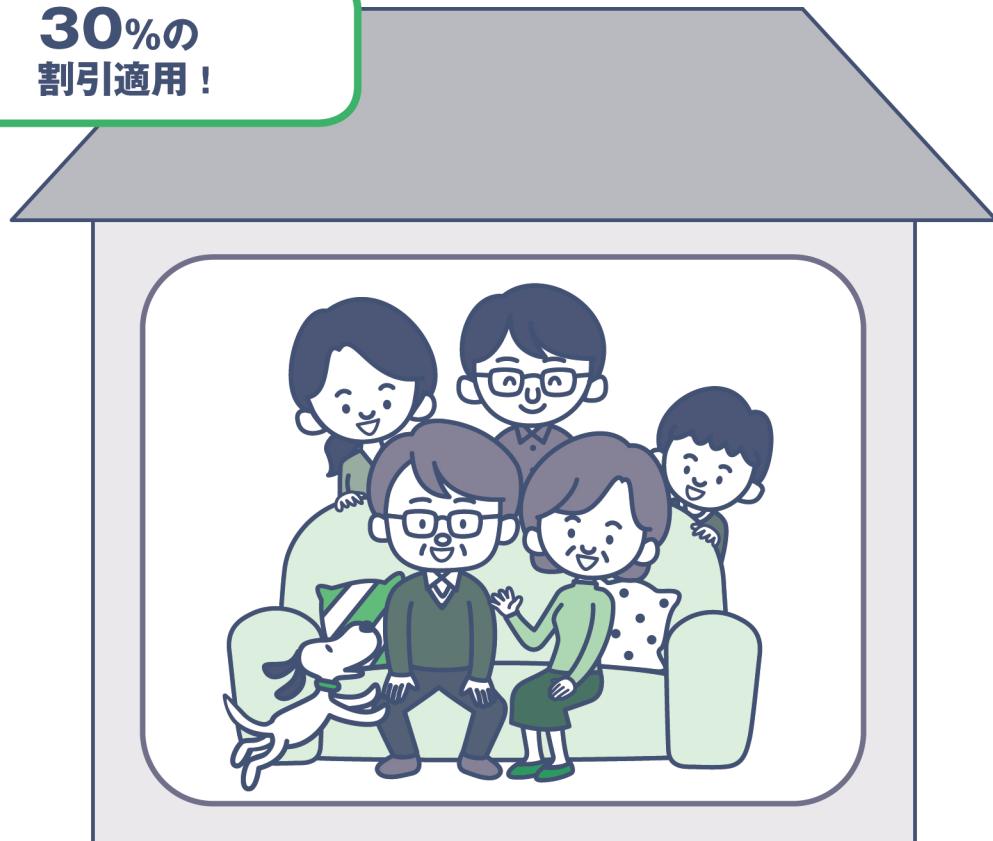
1年間保管

FUJIFILM 2025年度 商品パンフレット保存版

富士フィルムグループ団体保険の案内

お得な
保険料

30%の
割引適用！



従業員の皆さまとご家族の安心に！

<年に一度、保険の見直しをしませんか？>

【申込締切日】**2025年2月3日(月)**

【申込方法】

- 1 前年同条件で継続 ➡ お手続きは不要です。
- 2 新規・変更・脱退 ➡ 以下はインターネットでお手続きください。

 - ・団体損害保険（三井住友海上）
 - ・社員グループ保険・積立年金保険（日本生命）

お手続きは FFBX ホームページから ➡ <https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

※お申込みの際には、P5および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。

富士フィルムホールディングス株式会社

富士フィルムグループの団体保険制度について

会社の福利厚生制度の一環として運営されている【富士フィルムグループ社員】のための保険制度です。
スケールメリットを生かした制度で加入できる様々な商品をご用意しております。
ご家族皆さまご加入をご検討ください。

団体保険のメリット

- ① 団体保険として各種割引が適用されたお得な保険料
- ② 退職後も継続可能※
- ③ ご家族の方の加入も可能
- ④ ライフイベントの変更に応じた見直しが可能
- ⑤ お申込み、お手続きが簡単
→保険料のお支払いは給与天引き
→ご加入にあたり医師の診査は不要

※一部商品により異なります。

お取扱い商品

日常のリスクに対応するあらゆる商品をとりそろえて皆さまのニーズにお応えします。

保険募集期間にお手続きいただける商品

団体損害保険 三井住友海上	医療保険 アクサ生命
各種の損害に備える保険	病気やケガに備える保険
	入院保障保険
いのちの保険 日本生命	積立保険 日本生命
万一の死亡・所定の高度障がい状態に備える保険	財産形成や老後に備える保険
社員グループ保険 (団体用生命保険)	積立年金保険

通年お手続きいただける商品

自動車保険 三井住友海上・東京海上日動火災	火災保険／地震保険 三井住友海上
自動車の保険	住まいの保険
GK くるまの保険 トータルアシスト	GK すまいの保険
医療保険 アフラック	ペット保険 アニコム損害
病気やケガに備える保険	ペットの保険
医療保険 がん保険	どうぶつ健保

2025年度の主な改定について

■三井住友海上<団体損害保険>病気保険について

NEW 『本人介護一時金』プランの新設

- ・病気保険（基本セット）のオプションとしてご加入いただけます。
- ・被保険者（本人）が所定の要介護状態（要介護2以上の状態）となった場合に補償します。

要介護2以上の
状態とは？

- 自分で両足での立位保持が出来ない。
- 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが出来ない。等

※詳細はP10をご確認ください。

なぜ一時金が必要なの？

公的介護保険では、現金給付ではなく「介護サービス給付」が原則となっています。
そのため、多くの人が初期費用が必要と考えています。

初期費用はいくらぐらい必要？

必要と考える平均金額

約 234 万円



■三井住友海上<団体損害保険>について多くのご加入者様に保険金をお受け取りいただいた事により（※）、保険料が改定となります。
何卒ご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

各プラン保険料はP7～P14をご確認ください。

※過去の損害率による割増引はいただいた保険料とお支払いした保険金との割合で決定し毎年見直されます。

申込書によるお手続き

以下の商品は申込書によるお手続きとなります。新規ご加入を希望される方は申込書を送付いたしますので、FFBX 保険 SCまでご連絡ください。

- ・入院保障保険プライム 60（アクサ生命）

インターネットによるお手続き

以下の商品はインターネットによるお手続きとなります。

- ①団体損害保険（三井住友海上）
- ②社員グループ保険（日本生命）
- ③積立年金保険（日本生命）

.....パソコン可・スマホ可。

お勤め先によってインターネット手続きがご利用いただけない場合があります。
詳細は「インターネット手続きのご案内」を参照のうえご利用ください。

インターネットによるお手続きサイトの入り口

①～③いずれも、富士フィルムビジネスエキスパート（FFBX）のホームページ（以下、HP）※内の「保険メニューのご案内」ページよりアクセスし、お手続きください。

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

STEP1：トップ画面の「団体保険 一斉募集のご案内」をクリックしてください。

↓
STEP2：「富士フィルム・富士フィルム関連会社従業員の方はこちら」をクリックしてください。

↓
STEP3：Web 手続きのできる①～③の商品は「ID・初回 PW」を参照のうえ、「お手続き」をクリックしてください。

【ご注意】

※FFBX の HP よりアクセスいただかないと保険会社サイトの認証がされず、お手続きいただけない場合がございます。

※①団体損害保険（三井住友海上）のお手続きは「Microsoft Edge」をご使用ください。

※スマホでお手続きの場合

STEP1・2の代わりに、
以下より、STEP3へ



保険金・給付金のインターネット手続きについて

- ・保険金・給付金のお手続きも HP より連絡、依頼ができます。

・団体損害保険（三井住友海上）は専用 WEB サイトで以下のことが可能です。
(ご利用には条件があります)

○ケガ保険／病気保険／携行品保険は事故の連絡から保険金請求まで完結ができます。

詳細は同封の三井住友海上「保険金請求 WEB システム」をご参照のうえご利用ください。



給付金のお手続きページ

富士フィルムグループ団体保険 商品一覧

富士フィルムグループにお勤めの皆さまとそのご家族さまだけが加入いただける制度です。

	保険種類	プラン	保険料 割引率等	保障(補償) 対象地域	加入対象者 (被保険者となる方)	加入年令 (保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期 (契約日)	保険終期	保険料払込方法 (給与天引き)	ネット 手続き	お手続き方法			
												新規加入	変更	脱退(解約)	変更なし
各種の損害に備える保険 保険募集期間にお手続きいただけます。	三井住友海上 （引受保険会社）	ケガ保険	30%*1	国内外問わず	本人および家族 一部本人のみ	制限なし	◎ 団体割引で継続可 一部プラン変更要	2025年4月21日午後4時	2026年4月21日午後4時	6月給与から 保険募集期間のみ	● 団体募集期間： インターネットにて お手続きください。 ● 団体募集期間以外： FFBX保険SCへ お問い合わせください。				
		病気保険	30%*1	*2	本人および家族 一部本人のみ	生後15日以上～79才 ※親介護一時金・休業 補償は20才～89才	◎ 团体割引で継続可 一部プラン変更要								
		賠償保険	30%*1	*4	本人	制限なし	◎ 団体割引で継続可								
		携行品保険	30%*1	国内外問わず	本人 (家族型あり)	制限なし	◎ 団体割引で継続可								
		ゴルファー向け保険 （引受保険会社）	6 E、6 D 6 A、6 B	30%*1	*6	本人および家族	制限なし	◎ 团体割引で継続可							
			6 F	30%*1	*7	本人	制限なし	◎ 团体割引で継続可							
		長期収入サポートプラン	30%	国内外問わず	本人	15才～59才	×								
万一の死亡・ 所定の高度障がい状態 に備える保険	社員グループ保険 （引受保険会社 日本生命）	団体取扱	国内外問わず	本人および家族	本人 14歳6ヶ月超～70歳6ヶ月以下 (75歳6ヶ月まで継続可) ※配偶者は満18歳以上 こども 2歳6ヶ月超22歳6ヶ月以下	△ 詳細は別冊 P43・P55 をご確認 ください。	2025年4月1日	2026年3月31日	4月給与から	○ 保険募集 期間のみ *8	インターネット				
病気やケガに備える保険	入院保障保険（プライム60） （引受保険会社 アクサ生命）	約3%	国内外問わず	本人および家族*9	0歳～70歳	○ 個別扱いで 継続可	2025年5月1日	一生涯の保障 (一部の特約 は10年更新)	4月給与から	×	FFBX保険 SCへご連 絡ください。 申込書を送 付します。	FFBX保険 SCへ お問い合わせく ださい。			
財産形成や 老後に備える保険	積立年金保険 （引受保険会社 日本生命）	団体取扱	国内外問わず	本人	満15歳～満58歳	×	2025年5月1日	最終回の年金 支払日・全額 時金支払日 に終了。	月 払：4月給与から 賞与払：夏の賞与から	○ 保険募集 期間のみ *8	インターネット	FFBX保険 SCへお問 い合わせく ださい。			
通年お手続きいただけます。	病気やケガに備える保険	医療保険 （引受保険会社 アフラック）	団体取扱	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳～85歳	○ 個別扱いで 継続可	随时	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は除く)	保険契約日の 当月給与から	×	お見積り・資料請求はこちらからお問い合わせください。 			
		がん保険 （引受保険会社 アフラック）	約0.9%	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳～85歳	○ 個別扱いで 継続可	随时	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は10年更新)	保険契約日の 当月給与から	×				
自動車の保険	自動車保険 （引受保険会社 三井住友海上火災・ 東京海上日動火災）	35.0% *10,11	国内のみ	本人および家族	制限なし	◎ 団体割引で 継続可	随时	保険始期月の 2ヵ月後給与から	○	FFBX保 険SCへ お問い合わせく ださい。 申込書を送 付します。	FFBX保 険SCへ お問い合わせく ださい。 申込書を送 付します。	FFBX保 険SCへ お問い合わせく ださい。 申込書を送 付します。	FFBX保 険SCへ お問い合わせく ださい。 申込書を送 付します。	FFBX保 険SCへ お問い合わせく ださい。 申込書を送 付します。	
住まいの保険	火災保険／地震保険 （引受保険会社 三井住友海上火災）	10% (火災保険のみ)	国内のみ	本人および家族	制限なし	◎ 団体割引で 継続可	随时	保険始期月の 2ヵ月後給与から	×						
ペットの保険	ペット保険 どうぶつ健保 （引受保険会社 アニコム損害）	月払10% 年払3%	国内のみ	本人および家族 (保険の対象 犬・猫)	犬・猫 制限なし	◎ 团体割引で 継続可	随时	保険期間開始月の 2ヵ月後より 口座振替	○ 新規お申込み のみ *12						

* 1 過去の損害率による割引はいただいた保険料とお支払いした保険金との割合で決定し毎年見直されます。
 * 2 基本補償、親介護一時金・休業補償・本人介護一時金は国内外問わず、先進医療は国内外で先進医療を受けた場合のみ対象。
 * 3 亲介護一時金・休業補償は基本補償の被保険者本人の親(姻族含む)傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は一部国内のみ補償(注)、受託物賠償は国内外で借りたもののみ対象(注)詳細は別冊 P11、P12 をご参照ください。

* 5 日常生活賠償および受託物賠償は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未生の子も補償対象(注)詳細は別冊 P25 の「(1)」をご参照ください。
 * 6 ゴルフ・ア・賠償責任補償・傷害補償・ゴルフ用品補償は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内外のみ補償。
 * 7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償は国内外のみ補償(注)。

* 8 加入年間照会は通年で可能
 * 9 対象となる被保険者は、本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(こども・父母)この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供するものです。商品の詳細は商品説明および重要事項説明書(ご加入にあたつての留意点)を必ずご確認ください。また、ご不明な点については代理店・販売者または引受保険会社までお問い合わせください。
 * 10 2024年3月1日始期～2025年2月28日始期の契約は、団体割引35%が適用されます。団体割引は、富士フィルムグループ全体のお引受け実績に応じて毎年3月1日に見直されます。2025年3月1日以降始期契約の団体割引率は、FFBX保険SCへお問い合わせください。

* 11 団体級の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者等)や団体扱特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。
 * 12 既にアニコムにご契約の方は、団体扱への切替は紙での申込みとなります。

お手続きは不要です。

ケガ保険

病気保険

賠償品保険

ゴルファー向け保険

サポートプラン

社員グループ保険

医療保険

積保立年金

お手続きの注意点

1. ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があつた場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2. 募集締切後の脱退（解約）

「社員グループ保険」について、募集締切（2025年2月3日）後の中途脱退（死亡時、退職時は除く）は原則できません。

団体損害保険はP15 <Q8>をご確認ください。

3. 病気保険（団体損害保険）について

- 継続加入の方は原因発生日（発病日）が2025年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2025年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなることがあります。
- 原因発生日（発病日）時点でご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- 病気保険は年令によって保険料が変わりますので、必ずP9～10で保険料をご確認ください。

- 病気保険では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。
- 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方については、継続時にあらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。（詳細は別冊P36～P42「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

4. 長期収入サポートプランについて

- 長期収入サポートプランでは、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧のうえ、質問事項にご回答ください。質問1、2のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。
- 長期収入サポートプランは年令によって保険料が変わりますので、必ずP13で保険料をご確認ください。

5. パンフレットについて

商品パンフレットと別冊（重要事項説明書）は、必ずセットで1年間保管ください。

お勤め先が富士フィルムグループ資本から外れた場合のお取扱い

本制度は富士フィルムグループの福利厚生であるため、お勤め先が何らかの理由により富士フィルムグループの資本外となった場合は契約の継続は出来ません。脱退等のお手続きは富士フィルムビジネスエキスパートよりご案内いたします。

（アクサ生命、アフラックの医療保険、がん保険、自動車保険、火災保険、ペット保険は個人契約へ移行し継続可能です。）

ご退職時のお手続き

●退職後の継続の可否について

- | | |
|------|--|
| 継続可能 | ・団体損害保険（長期収入サポートプランを除く）
・社員グループ保険（定年および会社都合による退職者に限る。）
・アクサ生命
・アフラック
・自動車保険
・火災保険
・ペット保険 |
|------|--|

- | | |
|---------|-------------------------|
| 退職により終了 | ・長期収入サポートプラン
・積立年金保険 |
|---------|-------------------------|

●退職後継続のお取扱いについて

- | | |
|--------------------|--|
| 団体契約または
団体扱いで継続 | ・団体損害保険（長期収入サポートプランを除く）
・社員グループ保険（退職事由による）
・自動車保険
・火災保険
・ペット保険 |
|--------------------|--|

※翌年からは富士フィルムグループOB団体として、口座引落（団体損害保険は半年払い、自動車保険・火災保険は年払い）で継続が可能です。なお、社員グループ保険は退職後継続保障制度へ移行となります。

- | | |
|---------|------------------|
| 個人扱いで継続 | ・アクサ生命
・アフラック |
|---------|------------------|

※団体割引が適用外となるため、一般保険料（個別保険料）での継続となります。

●退職手続きのながれ

ご退職時にお手続きが必要な方に対し、富士フィルムビジネスエキスパート（株）保険サービスセンターより手続書類をお送りいたします。

保険種類・内容等により、当年の残り保険期間相当分の保険料を一括でお支払いしていただく場合があります。

ケガ保険



割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人 および 家族	<input checked="" type="radio"/>	P 1~ P 2

*一部プラン変更要

補償内容

ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガも補償対象です。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになり
ケガをした。

就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

	1 A	2 A
傷害入院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 180日限度</small>	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 90日限度</small>	3,500円	7,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
傷害死亡・後遺障害保険金額 <small>事故発生日から180日以内</small>	255万円	510万円
月額保険料（年令にかかわらず）	1,000円	2,030円

1A～2Aプランは社員本人のみご加入いただけます。お仕事中の事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途上の事故はお支払いの対象となります。

*社員とは、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

24時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
*ご家族の範囲は15ページ（Q1）をご確認ください。

	1 B	2 B	1 C	2 C
傷害入院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 180日限度</small>	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額 <small>事故発生日から180日以内 90日限度</small>	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
傷害死亡・後遺障害保険金額 <small>事故発生日から180日以内</small>	240万円	480万円	240万円	480万円
月額保険料（年令にかかわらず）	950円	1,880円	1,360円	2,720円

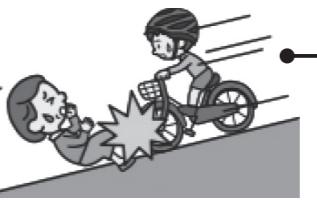
Pickup!

\自転車に乗る方必見！/

自転車事故リスクへの備え

被害者への賠償リスクへの備え

賠償保険
5 F プラン
(11 ページ)



自身のケガリスクへの備え
ケガ保険
1 A～2 C 全6 プラン
(7 ページ)

自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、加害者に高額の損害賠償を命じる判決事例が出ています。

また、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化する動きが広がっています。

自転車に乗る方は、自転車条例に対応している賠償保険に加入し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている都道府県（一部）	東京都	埼玉県	神奈川県
	大阪府	静岡県	京都府
			など

出典：国土交通省「地方公共団体の条例の制定状況 令和5年4月1日現在」

賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故

9,521万円の賠償判決

判決事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。
女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 2013年7月4日判決)
一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え（2023年8月版）」より

賠償保険（5 F）への加入で

1億円まで補償！ + 示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

▶ 賠償保険（5 F プラン）の保険金額、保険料は11ページをご覧ください。

ご注意点

ケガとは

通院認定について

傷害死亡保険金受取人

みなし通院について

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為について、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。
ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい）、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カーラー、厚紙副子、ニープレース等は含まれません。）をいいます。
また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限ります。
①長管骨（注）または脊柱 ②長管骨（注）に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれより先側は含まれません。）。ただし長管骨（注）を含めギブス等の固定具を装着した場合に限ります。③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
（注）上腕骨、桡骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

長期収入サポートプラン



割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人	X	P19~P20

長期収入サポートプラン

補償内容 ケガや病気で免責期間を超えて就業障害となった場合(最長 60 才に達した日まで^(*))補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

加入限度口数 5 口

最高5口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申込みください。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金（1口）		A	
2025.4.21 時点の年令		男 性	女 性
15 ~ 24 才	314 円	208 円	
25 ~ 29 才	330 円	269 円	
30 ~ 34 才	398 円	372 円	
35 ~ 39 才	492 円	524 円	
40 ~ 44 才	682 円	794 円	
45 ~ 49 才	899 円	1,042 円	
50 ~ 54 才	1,061 円	1,160 円	
55 ~ 59 才	1,010 円	992 円	

●免責期間（支払対象外期間）は180日です。

「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします!!

ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します！

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達する誕生日の前日まで^(*)の長期間の補償を提供します。

在職中のケガや病気による就業障害については、ご退職後も補償します！

在職中のケガや病気が原因で就業障害となりご退職された場合には、保険金支払条件を満たす限り、ご退職後も最長 60 才に達する誕生日の前日まで^(*)補償します。

自宅療養期間中もお支払いの対象です！

入院・自宅療養*に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。

*医師の指示によるものに限ります。

一部復職した場合も対象です！

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

精神障害による就業障害も補償します！

精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して 24 か月を限度とします。

現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です！

(*)ただし、免責期間の終了日の翌日から 60 才に達する誕生日の前日までの期間が 3 年に満たない場合はてん補期間を 3 年間とします。

Pickup!

働き盛りの年代だから向き合いたい！

働けなくなるリスク

突然のケガや病気で働けなくなってしまった…

病気になり、長期間入院することになってしまった…

交通事故にあい長期間入院することになってしまった…

休業、退職により収入がストップ
引き続き必要
引き続き必要
さらに必要
返済は継続

勤務先
生活費
教育費
医療費
住宅ローン

死亡リスク
退職金、弔慰金の給付
本人分は不要
引き続き必要
本人分は不要
団体信用生命保険により完済

<働くなくなるリスクは死亡リスクに比べ深刻！>

世帯主に万一のことがあった場合の経済的備えに対する安心感・不安感

生活保護を開始する理由

不明 2.5%
大丈夫・たぶん大丈夫 32.4%
少し不安 35.4%
非常に不安 29.7%

その他
世帯主・世帯員の傷病による 23.4%

出典：厚生労働省「平成 30 年度 生活保護の被保護者調査」

※免責期間（支払対象外期間）終了日の翌日から 60 才に達する誕生日の前日までの期間が 3 年に満たない場合、てん補期間を 3 年とします。また精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して 24 か月を限度とします。

補償イメージ

健常時の月収 100%
50%
平常時
会社の有給休暇等
この保険による補償
傷病手当金（健康保険）
標準報酬日額の 2/3
通算 18 か月
この保険による補償
60 才
有休消化後から補償が開始 *!
*有給休暇等の期間と免責期間が一致している場合

支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が 2 年間続いた。職務復職したもののは正常勤務ができず月の所得額が 50% 減少した（所得喪失率が 50% であった）が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額（支払基礎所得額）25万円（5 口加入）の場合

25 万円 × 100% × 2 年間 = 600 万円
25 万円 × 50% × 1 年間 = 150 万円

免責期間
当初 2 年間（所得喪失率 100%）
一部復職後 1 年間（所得喪失率 50%）

就業障害発生
3 年間の支払総額 750 万円

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客様へ
継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の中途で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行なうことはできません。あらためて告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
<告知の結果、お引受けできる場合>
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状

名（カナ）が表示されている場合は、二重線で削除してください。
なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
<告知の結果、お引受けできない場合>
ご加入を継続いただくことができません。
ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

団体損害保険 Q & A



皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！

加入の可否

Q1 ケガ保険、病気保険、ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者本人になりますか？

A1 家族のうち被保険者本人になる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員本人と同居している親族です。（図1）



Q2 子どもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

A2 ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

Q3 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

A3 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹についてはご加入いただけます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）ご加入いただける補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

Q4 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A4 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細は別冊P25をご覧ください。

健康に関する告知

Q5 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A5 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。
詳細については、別冊P36～P40をご確認ください。
*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はありません。

Q6 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A6 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。
*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

Q7 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A7 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、再度告知していただいた質問がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

変更・脱退

Q8 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

A8 下記以外の口数の変更、プランの追加・変更・脱退などは受付をしておりません。
これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただきますようお願いいたします。
<新規加入>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。
例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合
<被保険者の追加>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。
例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合
<全部脱退>これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。
<被保険者の脱退>これまで、団体損害保険に加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きができない内容の例】

- 例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）
- 例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）
- 例：ケガ保険のプラン1Aに加入しているが、2Bに変更したい場合（プランの変更）

補償内容

Q9 「ケガ」とはどういうものをいつのでどうですか？

A9 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返し行なうことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくは別冊P21の<※印の用語のご説明>をご覧ください。

Q10 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A10 公的医療保険の対象となるべき期間については、「病気保険」の対象となります。詳しくは別冊P3をご覧ください。

Q11 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A11 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（=初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

Q12 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A12 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となります。

Q13 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A13 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えていたため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点での加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

Q14 「病気保険」、「長期収入サポートプラン」で精神的な病気も補償されますか？

A14 「病気保険」（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。
詳細については、別冊P3～10の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。
「長期収入サポートプラン」は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。
詳細については、別冊P19～20の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

Q15 「携行品保険 10F」に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A15 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象なりません。

Q16 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A16 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

Q17 「ゴルファー向け保険 6E」に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A17 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

Q18 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A18 「病気保険」（葬祭費用保険金は除きます）・「長期収入サポートプラン」が生命保険料控除の対象です。

Q19 退職した場合、継続加入できますか？

A19 表1の補償の種類によって、継続可否が異なります。（表1）

表1

補償プラン	補償プラン
ケガ保険 (1A・2A)	24時間補償プラン（1B・2B・1C・2C）のうちいずれかでの継続となります。
ケガ保険 (1A・2A以外)	このまま継続が可能です。
病気保険（基本補償）	このまま継続が可能です。
賠償保険	このまま継続が可能です。
携行品保険	このまま継続が可能です。
ゴルファー向け保険	このまま継続が可能です。
長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。



社員グループ保険

団体定期保険ーI 〈事務幹事〉日本生命

商品内容のご説明

◆死亡保障・高度障がい保障

*別冊P45~48に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれ加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊P49~50に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

制度内容等の詳細につきましては別冊P43~50およびP55~56の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人 or 本人・配偶者・こども	△	P43~50 P55~56

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自分が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。

2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

※告知に関しては、別冊P49~50に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。

3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。

（ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。）

4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。（配偶者さま・お子さまのみのお申込みはできません。）

5 主契約およびこども特約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。

※2024年7月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

6 被保険者の数が引受け保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）

7 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。

※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。

※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。

※詳細についてはP21の「保険金の年金受取り（年金払特約）」をご参照ください。



保障額と保険料

年齢群団別 男女別月払保険料（概算）

（保険料の単位：円）

対象	本 人												ケガ 保 険	
	配偶者						保険年齢							
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150 万円	300 万円	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	2,500 万円	3,000 万円	3,500 万円	4,000 万円	4,500 万円	5,000 万円	5,500 万円	6,000 万円
保険年齢 性別	148	298	498	996	1,494	1,992	2,490	2,988	3,486	3,984	4,482	4,980	5,478	5,976
	15歳～35歳 (H1.10.2生～ H22.10.1生) 女性	113	228	381	762	1,143	1,524	1,905	2,286	2,667	3,048	3,429	3,810	4,191
36歳～40歳 (S59.10.2生～ H1.10.1生) 女性	174	350	583	1,167	1,750	2,334	2,917	3,501	4,084	4,668	5,251	5,835	6,418	7,002
	155	312	520	1,041	1,561	2,082	2,602	3,123	3,643	4,164	4,684	5,205	5,725	6,246
41歳～45歳 (S54.10.2生～ S59.10.1生) 女性	219	439	732	1,464	2,196	2,928	3,660	4,392	5,124	5,856	6,588	7,320	8,052	8,784
	178	358	597	1,194	1,791	2,388	2,985	3,582	4,179	4,776	5,373	5,970	6,567	7,164
46歳～50歳 (S49.10.2生～ S54.10.1生) 女性	290	582	970	1,941	2,911	3,882	4,852	5,823	6,793	7,764	8,734	9,705	10,675	11,646
	231	463	772	1,545	2,317	3,090	3,862	4,635	5,407	6,180	6,952	7,725	8,497	9,270
51歳～55歳 (S44.10.2生～ S49.10.1生) 女性	441	883	1,472	2,945	4,417	5,890	7,362	8,835	10,307	11,780	13,252	14,725	16,197	17,670
	383	768	1,280	2,560	3,840	5,120	6,400	7,680	8,960	10,240	11,520	12,800	14,080	15,360
56歳～60歳 (S39.10.2生～ S44.10.1生) 女性	500	1,002	1,671	3,343	5,014	6,686	8,357	10,029	11,700	13,372	15,043	16,715	18,386	20,058
	479	960	1,600	3,200	4,800	6,400	8,000	9,600	11,200	12,800	14,400	16,000	17,600	19,200
61歳～65歳 (S34.10.2生～ S39.10.1生) 女性	530	1,062	1,770	3,540	5,310	7,080	8,850	10,620	12,390	14,160	15,930	17,700	19,470	21,240
	490	982	1,637	3,274	4,911	6,548	8,185	9,822	11,459	13,096	14,733	16,370	18,007	19,644
66歳～70歳 (S29.10.2生～ S34.10.1生) 女性	571	1,143	1,906	3,813	5,719	7,626	9,532	11,439	13,345	15,252	17,158	19,065	20,971	22,878
	506	1,013	1,689	3,379	5,068	6,758	8,447	10,137	11,826	13,516	15,205	16,895	18,584	20,274

対象	こども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300万円	400万円
保険年齢	210	280
3歳～22歳 (H14.10.2生～ R4.10.1生)		

●保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は4月給与から）
 ●《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日（今回は2025年4月1日）から適用します。
 保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。

記載の保険料は、確定保険料を含め、2024年10月18日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
 ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6ヶ月以下は切捨て、6ヶ月超は切上げます。
 （例：19歳7ヶ月の被保険者の年齢は20歳となります。）

●配偶者・こどもは、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。

●上表にない保険年齢・保険金額の保険料については、FFBX 保険サービスセンターにご照会ください。

[退職時のお取扱い]

退職後のお取扱いについては、別冊P43・P55をご確認ください。

社員グループ保険

団体定期保険一Ⅱ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～50 および P55～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険金のお支払事由

[死亡保険金]引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払します。

[高度障がい保険金]引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（＊1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（＊2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

（＊1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読み替えます。

（＊2）対象となる「高度障がい状態」とは

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（＊2）
- （＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読み替えます。
- （＊2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（＊1）時以後に生じた場合にかぎります。（原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる傷病がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険

病気保険

賠償品保険

ゴルフアーチ保険

長期収入保険

社員グループ保険

医療保険

積立年金



社員グループ保険

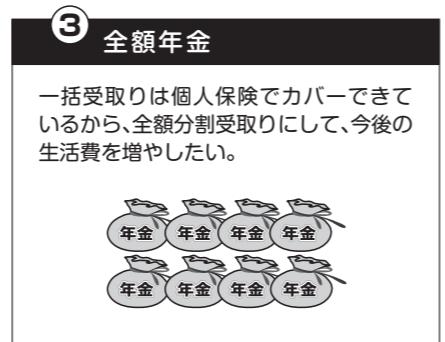
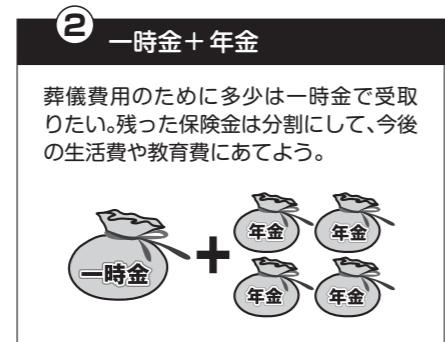
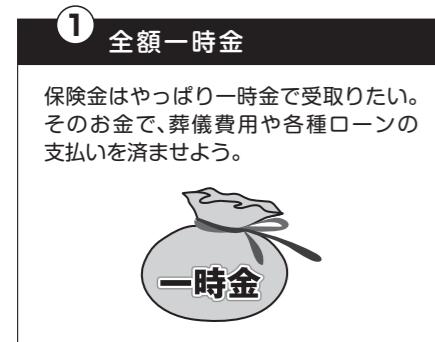
団体定期保険一Ⅲ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊P43～50およびP55～56の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

MEMO

保険金の年金受取り(年金払特約)

- 万一の場合、残されたご家族の日々の生活費としても活用いただくことができます。
- 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金として受取ることもできます。
- ※こどもを被保険者とする保険金は対象外です。
- ※保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることができません。



【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
受取期間		5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型	定額型・遅増型(年5%の単利)		
年金受取り	次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6ヶ月ごと) ③年4回受取り(3ヶ月ごと)		
年金受取開始日	次のいずれかを選択(2月1日、5月1日、8月1日、11月1日)		
一括受取請求	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	同左 (ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	
年金受取人が死亡された場合	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	
年金受取開始日後の配当金のお受取方法について	年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただきます。 ○年金とともに受取る方法 ○年金の買増にあてる方法 ○利息をつけて積立てる方法		
年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について	所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。 (*)利率は引受け保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。		

- 第1回年金額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金額40万円以上の設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6ヶ月超の場合のみ選択可能です。

保険加入に際しましては、**ライフプランや公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



ケガ
保
険

病
気
保
険

賠
携
行
品
保
険

ゴ
保
ル
フ
ア
ー
向
け
保
険

長
サ
ボ
期
ト
プ
ラ
ン
社
保
員
グ
ル
ー
保
険

医
療
保
険

積
保
立
年
金
險



医療保険 入院保障保険(プライム60)

〈集団名〉富士フィルムホールディングス株式会社
〈引受保険会社〉アクサ生命保険株式会社

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社では、富士フィルムグループのみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。

【おすすめする理由】
富士フィルムビジネスエキスパート株式会社は、富士フィルムグループの団体割引が適用されること、取扱実績が多く、迅速なサービス提供ができるなどを理由とする会社方針により、アクサ生命保険株式会社の『入院保障保険(プライム60)』をおすすめしております。

取扱募集代理店 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社

入院・手術を生涯保障する医療保険。特約を付加することでさらに保障が充実します。

特長 1 保険料が割安で生涯上がりません。 さらに主契約の保険料が最大50%割引になります。

主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。
また、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当すると、主契約の保険料が10%割引されます。
最大で50%割引になります。

詳しくはP.25~26へ ➡



アクサメディカルアシスタンスサービスをご利用いただけます。

*ご利用いただけるサービスについてはアクサ生命ホームページでご確認ください。

★すでにアクサ生命の医療保険にご契約の方は、P.31・P.32で現在ご契約されている保障内容をご確認ください。

■ 保障内容 **重要** 保険期間・保険料払込期間：終身

基本プラン	このようなときにお支払いします		お支払額		入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース
	入院 主契約	手術 手術給付特約 手術補完給付特約 ⁴	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
入院 主契約	ガン以外の病気により入院したとき ケガにより入院したとき ガンにより入院したとき	日帰り入院 ³ から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
手術 手術給付特約 手術補完給付特約 ⁴	[手術給付特約] 手術を受けたとき (対象となる手術(88種類) ⁵) [手術補完給付特約] 手術または放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。	何度も保障	手術給付金 手術給付金日額 ⁶ ×40・20・10	手術補完給付金 手術補完給付金日額 ⁶ ×5	一部の手術(ファイバースコープによる手術など)は60日に1回限度 1回につき 20・10・5万円	手術の種類に応じて、1回につき 40・20・10万円
先進医療 先進医療給付特約(12)	先進医療 ⁷ による療養を受けたとき 先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき		先進医療給付金 1回の療養につき1,000万円 限度、通算2,000万円限度	先進医療一時金	1回の療養につき 15万円	先進医療にかかる技術料と同額 ⁸
保険料を割引 無事故割引特則	無事故判定期間(5年間)内に無事故に該当したとき				1回につき 主契約保険料の 10% を割引 最大 5回／50%割引	

特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

特約 I	生活習慣病 生活習慣病入院給付特約(09) (120日型・II型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院 ³ から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額 ⁶ ×入院日数	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	保生涯
特約 II	退院後療養 退院後療養給付特約	退院したとき (主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)		退院後療養給付金 退院後療養給付金日額 ⁶ ×5	1回につき 25,000円	1回につき 50,000円	保生涯
特約 III	ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養給付特約	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けたとき	入院しなくても保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額	月1回 通算60カ月限度	1回につき 5万円	90歳まで年満 10年以降は新規

*3 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

*4 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。

*5 対象となる手術(88種類)について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*6 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型09)(60日型)

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ

入院保障保険(終身型09)(60日型)<主契約>

手術給付特約/手術補完給付特約/先進医療給付特約(12)

生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)/退院後療養給付特約

ガン

ガン化学療法・緩和療養給付特約

先進医療まるごとサポート

先進医療給付特約 (12)

高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します。

特長
1

先進医療の技術料を、生涯にわたって全額保障^{*1}します。

* 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

特長
2

病院が遠方であった場合の、交通費・宿泊費などにも
お使いいただける先進医療一時金をお受取りいただけます。

先進医療の技術料は全額自己負担です。

先進医療とは、最先端の科学技術を医療に適用した治療法のうち、厚生労働大臣が承認したものといいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料は公的医療保険が適用されず全額自己負担となるので、患者にとっては重い負担となることがあります。

お支払例

先進医療

陽子線治療

技術料(平均額)^{*2}:2,690,000円の場合



先進医療給付金 2,690,000円
先進医療一時金 150,000円
合計 2,840,000円
をお支払いします。

* 2 「技術料(平均額)」は下記出典にもとづきアクサ生命が算出(万円未満は切り捨て)しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります。)

出典:厚生労働省 第117回先進医療会議資料「令和4年6月30日時点での実施されていた先進医療の実績報告について」(令和4年度(令和3年7月1日~令和4年6月30日)の実績報告)

※2016年4月より重粒子線治療・陽子線治療は一部、健康保険の適用となっています。

※左記の例は、2024年10月時点で厚生労働大臣により定められる先進医療です。先進医療は適宜見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページをご確認ください。

さらに

安心して先進医療を受けていただくために
2つのサービスでお客さまをサポートします。

特に高額となる重粒子線治療・陽子線治療について

お支払いの事前査定サービス

先進医療給付金などのお支払いが可能かどうかの査定を先進医療受療前に行い、結果をお客さまにご回答します。

※お支払い可否の最終判断は、先進医療受療後の請求書類にもとづいていますので、事前査定の回答はお支払い可否を保証するものではありません。



すべての先進医療について

医療機関への直接支払いサービス

アクサ生命から医療機関へ先進医療給付金を直接お支払いします。

※医療機関への直接支払いは、お客さまから医療機関に事前にご説明いただき、医療機関の事前了解が得られていることがお取扱いの条件となります。



※本サービスのご利用にあたっては、必要書類のご提出などアクサ生命所定の要件があります。

※本サービスは、アクサ生命が提供します。サービス内容などについてご不明な点などありましたら、アクサ生命までお問い合わせください。

※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

※先進医療給付金などのお支払いにあたっては、先進医療受療時に有効なご契約であることが条件となります。

手術
保障

約1,000種類
の手術を保障

手術給付特約、手術補完給付特約

これまでお支払対象とならなかった手術もお支払対象となります。

特長
1

手術補完給付特約により、

これまでお支払対象とならなかった手術も保障します。

特長
2

公的医療保険制度の対象となっている
約1,000種類の手術^{*}を保障します。



*一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。

お支払例

入院給付金日額 5,000円コースの場合

手術

1

鼓膜切開術

「急性中耳炎」と診断され、「鼓膜切開術」を受けた場合

手術給付特約

手術補完給付特約

手術補完給付特約から手術補完給付金

25,000円 (5,000円×5) をお支払いします。

※手術給付特約のお支払対象とならない手術でも、公的医療保険制度対象の所定の手術だった場合、手術補完給付特約からお支払いします。

手術

2

虫垂切除術

「急性虫垂炎」と診断され、「虫垂切除術」を受けた場合

手術給付特約

手術補完給付特約

手術給付特約から手術給付金

50,000円 (5,000円×10) をお支払いします。

※手術給付特約のお支払対象となる手術の場合、手術補完給付金はお支払いしません。

ガン
の
治
療

変化する
ガン治療
にも対応

ガン化学療法・緩和療養給付特約

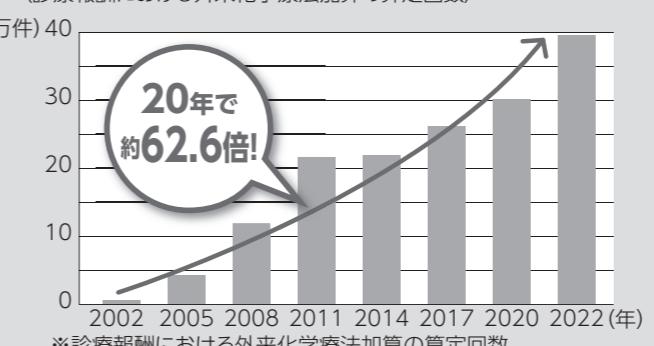
変化するガン治療のカタチにも
対応します。

特長

ガンによる「化学療法(抗がん剤治療)」の保障はもちろん、ガンによる疼痛などの緩和を目的とした「緩和ケア(緩和療養)」もしっかりと保障します。

「化学療法(抗がん剤治療)」による治療は、厚生労働省が外来化学療法を推進していることもあり、患者の生活の質を維持する治療方法として、通院(外来)による治療が増えています。また近年では、患者の身体的・精神的痛みを取り除きながらガンを治療していく考え方が重視され、早い段階から医療用麻薬などを使用した「緩和ケア(緩和療養)」を取り入れる傾向が強くなっています。

■ 通院(外来)による化学療法の実施件数推移
(診療報酬における外来化学療法加算の算定回数)



■ がん治療と緩和ケアの実施イメージ
(従来の考え方)

終末期のみに緩和ケアを実施

がん治療

緩和ケア

診断
(現在の考え方)

がんと診断されたときから緩和ケアを実施

がん治療

緩和ケア

診断
(従来の考え方)

がんと診断されたときから緩和ケアを実施

がん治療

緩和ケア

出典:厚生労働省「がん対策推進基本計画(令和5年3月)」に
もとづきアクサ生命が作成。

ケガ
保
険
病
気
保
険
賠
携
行
品
保
険
ゴ
保
险
サ
ポ
ー
ト
ブ
ラ
ン
社
員
グ
ル
ー
保
險
医
療
保
険
積
保
立
年
金
險

ご契約のお取扱い 重要

1 ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日 : 2025年5月1日
 - 保障が始まる日(責任開始期) : 第1回保険料を給与から控除した日(「保険料の払込」参照)
 - このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日よりご契約上の保障が開始されます。
- ※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。

2 お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格
ご契約者: 富士フイルム株式会社および関連会社に在職する役員(執行役員・フェロー・顧問・参与を含む)・社員・嘱託員・傭人・シニアスタッフ
被保険者: ご契約者本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(子ども・父母)で、ご契約日における満年齢が0歳から70歳までの方
なお、ご契約者が本人であれば、配偶者・子ども・父母だけのご契約もできます。
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- 取扱範囲
「入院給付金日額5,000円コース」「入院給付金日額10,000円コース」よりお選びください。
※契約年齢14歳以下の方は「入院給付金日額10,000円コース」のご契約はできません。
※「手術補完給付特約」は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

3 告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」のいずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

A. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか
<ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ>
エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをお受けできません。

※「継続して10日以上の入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院した場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
※今までに、ガン・悪性新生物または過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)に罹患歴がなく定期的な健康診断としてガン検診を受け、ガン・悪性新生物および上皮内新生物(上皮内ガン)に罹患されていない場合は、告知項目「エ」には該当しません。
※告知事項の詳細および注意事項については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お受けができないことがありますので、ご了承ください。
※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として入院・手術などをした場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病した疾病などを直接の原因として入院・手術などをしたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。
※告知前または告知時からガン化学療法・緩和療養給付特約の責任開始期前に所定のガンと診断確定されていた場合には、この特約は無効となり、給付金はお支払いできません。

4 保険期間および保険料払込期間

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)・退院後療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は終身です。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。
※この特約の保険期間満了の日の2カ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します)
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

5 保険料の払込

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。(第1回保険料は2025年4月の給与より控除します。)

6 退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより個人扱(口座振替)で一生涯保障を継続することができます。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

7 給付金などの受取人

- 被保険者となります。

8 払いもどし金について

- このご契約を解約した場合、払いもどし金はありません。

9 税務のお取扱い(2024年10月現在)

- 給付金などは非課税です。(所得税基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)

10 代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等以内の親族(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることのできない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」はご契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

■ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

無料でご利用いただけます。

対象
保険商品

アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内

※郵送検査キットによる血液検査サービスについては
優待価格でのご提供となります。

医療保険 入院保障保険(プライム60)

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。
・「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/customer/service/ameasa/)でご確認ください。

被保険者さまがご利用いただけます。

- セカンドオピニオンサービス
- 糖尿病サポートサービス

ご契約者さま、被保険者さまとご家族が
ご利用いただけます。優待価格

●郵送検査キットによる血液検査サービス

※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
※あたまの健康チェック®のライセンスは株式会社ミレニアに帰属します。

被保険者さまとご家族がご利用いただけます。

●オンライン健康相談(Doctors Me)

※ご契約者さまもご利用いただけます。

●24時間電話健康相談サービス

※ご家族は被保険者さまと同居の場合にご利用いただけます。

●介護・リハビリサポートサービス

※「あたまの健康チェック®」は被保険者さまと同居のご家族がご利用いただけます。

募集中止商品

2014年度より「入院保障保険(プライム60)」をご案内することとなったため、下記の商品は募集中止しております。

定額医療保険 (2007年度まで募集)

正式名称 初期入院給付特約・成人病入院倍額支払特約・高度先進医療給付特約・

■保障内容 重要 主契約の入院給付金日額 5,000円（1口）の場合

保障内容	名称	給付事由・限度	1口
入院	初期入院給付金 (初期入院給付特約)	病気または不慮の事故で2日以上継続入院したとき。 (通算10回限度)	1回につき 20,000円
	疾病・災害入院給付金 (初日より)(主契約)	病気により8日以上継続入院したとき。不慮の事故により180日以内に5日以上入院したとき。(1回の入院120日限度/疾病入院・災害入院それぞれ通算700日限度)	1日につき 5,000円
	成人病入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により8日以上継続入院したとき。 対象となる成人病:悪性新生物(がん)・糖尿病・高血圧性疾患・心疾患・脳血管疾患(1回の入院120日限度/長期入院給付金と合算して通算700日限度)	1日につき 5,000円
	長期入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により270日以上継続入院したとき。 (成人病入院給付金と合算して通算700日限度)	1回につき 50万円
手術	手術給付金(主契約)	病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき。対象となる手術88種類	1回につき 25・15・7.5万円
死亡	死亡・高度障害保険金(主契約)	病気などにより死亡または所定の高度障害状態のとき。	50万円
高度障害	災害・災害高度障害保険金(主契約)	不慮の事故により180日以内に死亡または所定の高度障害状態のとき。	100万円
療養	高度先進医療給付金*1 (高度先進医療給付特約)	所定の先進医療*2による療養を受けたとき。 主契約入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率(305~5倍)(通算700日限度)	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円
難病	特定疾患給付金 (特定疾患給付特約)	所定の特定疾患により8日以上継続入院したとき (1疾患につき1回限度)	1疾患につき 15万円
(任意付加)「特約II」は任意に付加できますので、各被保険者毎に選択してください。			
通院	通院給付金 (通院給付特約)	主契約の入院給付金の支払われる入院をされて退院後120日以内に通院のとき。 (1回にかかる通院について30日限度/通算700日限度)	通院1日につき 3,000円
長期入院	長期継続入院給付金 (長期継続入院給付特約)	主契約の入院給付金の支払対象となる入院が、1回につき121日以上になったとき (1回の入院について240日限度/通算700日限度)	121日目から1日につき 5,000円
3大疾病	ガン診断給付金 急性心筋梗塞診断給付金 脳卒中診断給付金 (3大疾病診断給付特約)	所定のガン、急性心筋梗塞または脳卒中と診断され、 それぞれ所定の状態になったとき (各診断給付金は1回限度)	各給付金1回につき 50万円

Self Guard (2010年度まで募集)

正式名称 生活習慣病長期継続入院給付特約(120日型)・手術給付特約・高度先進医療給付特約(03)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約・無事故割引特則付入院保障保険(終身型)(60日型)

■保障内容 重要 主契約の入院給付金日額 5,000円の場合

主契約	病気・ケガで入院されたとき	1日につき 5,000円
特則	疾病・災害入院給付金 日帰り入院(1日目)から保障 1回の入院につき60日限度/通算1,095日限度	
セット特約	無事故判定期間内に無事故とみなされたとき	主契約の保険料の 10%割引 (最大5回・50%割引)
特約I	所定の7つの生活習慣病で61日以上継続して入院されたとき	生活習慣病長期継続入院給付特約(120日型)
特約II	生活習慣病長期継続入院給付金 61日以上継続した入院から保障 1回の入院につき120日限度/通算1,095日限度	61日目以降1日につき 5,000円
特約III	病気・ケガにより所定の手術を受けられたとき	手術給付特約
特約IV	手術給付金 手術の種類に応じて 手術給付金日額×40・20・10	1回につき 20・10・5万円
特約V	所定の高度先進医療による療養を受けられたとき	高度先進医療給付特約(03)
特約VI	高度先進医療給付金*1 所定の先進医療*2による療養を受けられたとき	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円
特約VII	所定の特定疾患有病されたとき	特定疾患給付特約(03)
特約VIII	特定疾患給付金 所定の特定疾患有病したと医師により診断されたとき	1疾患につき 15万円

+ 下記の特約をプラスすると保障がさらに充実します。

特約	所定の退院後、通院されたとき	通院給付特約(03)
特約	通院給付金 主契約の入院給付金の支払われる入院が2日以上継続し、退院後120日以内にその治療を目的とした通院をされたとき 1回の入院に関わる通院につき30日限度/通算700日限度	1日につき 3,000円
特約	所定の3大疾病と診断確定されたとき	3大疾病診断給付特約(03)
特約	ガン診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金 所定のガン、急性心筋梗塞または、脳卒中と診断され所定の状態となられたとき	各診断給付金につき 50万円

* 1 高度先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍~5倍)を主契約の入院給付金日額(特約基本給付金額)に乘じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱い保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

* 2 約款に定める高度先進医療を意味します。

入院保障保険(終身型 09)(60日型) (2013年度まで募集)

正式名称 手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

■保障内容 重要 主契約の入院給付金日額 5,000円の場合

主契約	病気(所定のガン以外)・ケガにより1日以上入院されたとき	1日につき 5,000円
特則	重複してのお支払いはありません 所定のガンにより1日以上入院されたとき	1日につき 5,000円
プラン	無事故判定期間内に無事故とみなされたとき	主契約の保険料の 10%割引
セット特約	病気・ケガにより所定の手術を受けられたとき 手術給付特約	手術の種類に応じて、1回につき 20・10・5万円
特約	所定の先進医療による療養を受けられたとき 先進医療給付特約(09)	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円
特約	所定の特定疾患有病したと医師により診断されたとき 特定疾患給付特約(03)	1疾患につき 15万円

+ 下記の特約I、II、IIIをプラスすると保障がさらに充実します。

任意選択	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき 生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)	1日につき 5,000円
任意選択	主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存されているとき 退院後療養給付特約	1回につき 25,000円
任意選択	所定のガン、急性心筋梗塞または、脳卒中と診断され所定の状態になられたとき 3大疾病診断給付特約(03)	各診断給付金につき 50万円

* 3 先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍~5倍)を特約基本給付金額に乗じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱い保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

●既にご契約されている方の継続加入は可能です。(引続き保険料給与控除による継続加入のお取扱いとなります。)

※追加契約・増額はできません。※解約・減額などをご希望の方は、別途お手続きが必要となります。
※保障内容(概要)につきましては、上記をご参照ください。

※このご案内は商品の概要を説明しています。
ご契約いただいている商品内容の詳細につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このパンフレットに記載の内容は2024年10月現在のものです。

[引受保険会社]

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

[取扱募集代理店・お問合せ先]

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 保険サービスセンター
〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
TEL 03-6300-6745

[お問合せ先]

アクサ生命保険株式会社 MCVP 推進第2部

【照会先】法人ビジネス業務部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450

From No.0D2587(12.0) AXA-A-2411-0870/9W2 2024.11.13



積立年金保険

(旧名称: 積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険

〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43 ~ 44 および P51 ~ 56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険料払込期間中の給付内容

ご加入者（被保険者）が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。

ご加入者（被保険者）が死亡されたとき

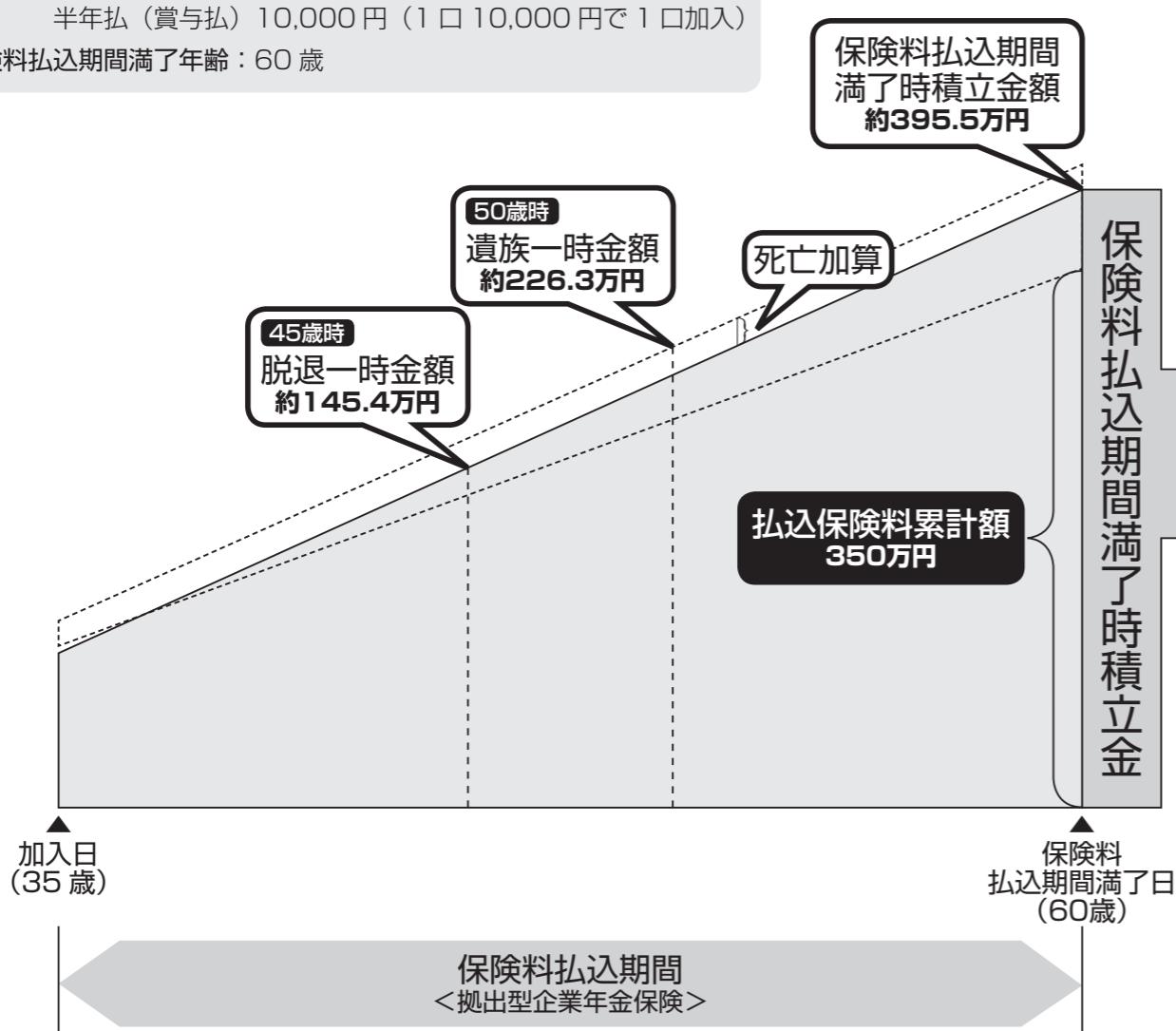
死亡時点の積立金額に月払（給与払）保険料の1倍、半年払（賞与払）保険料の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

新規加入や増額される場合、月払（給与払）保険料部分の死亡加算は5月1日から、半年払（賞与払）保険料部分の死亡加算は7月1日から適用されます。

【しくみ図】

ご加入例

- ご加入年齢：35歳（男性）
- 保険料：月 払（給与払）10,000円（1口1,000円で10口加入）
半年払（賞与払）10,000円（1口10,000円で1口加入）
- 保険料払込期間満了年齢：60歳



保険料払込期間満了後の給付内容

I. 年金コース

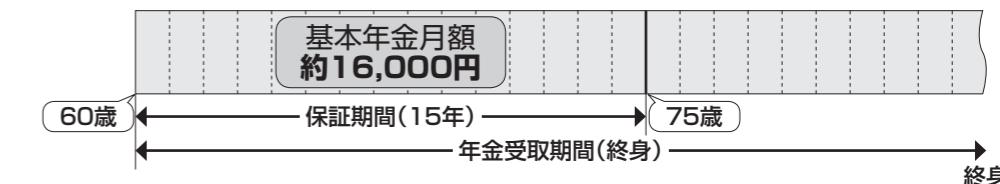
1 10年確定年金 <拠出型企業年金保険>

- 10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。



2 15年保証期間付終身年金 <拠出型企業年金保険>

- 15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。



II. 一時金コース

- 上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

一時金額 約395.5万円

※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したもので

給付額について

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

ケガ
保険

病気
保険

賠償保険

ゴルフ
アーチ
保険

長期
収入
保険

社員
グループ
保険

医療
保険

積保
立年
金險



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～44 および P51～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■給付内容

<保険料払込期間満了後の給付内容>

I. 年金コース (拠出型企業年金保険)

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。

※年金額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年確定年金、15年保証期間付終身年金

《10年確定年金》

・年金受取期間中

10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

《15年保証期間付終身年金》

・保証期間中

15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）

15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

・保証期間経過後

ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。

※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

- 加入期間が2年以上かつ満50歳以上満70歳未満で退職した場合も、年金で受取ることができます。

- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

II. 一時金コース

- 保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

保険加入に際しましては、**ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら



ケガ
保
険

病
気
保
険

賠
携
行
品
保
険

ゴル
フ
ア
ー
向
け
保
険

長
サ
ボ
期
ト
収
入
シ
ン

社
員
グ
ル
ー
保
険

医
療
保
険

積
保
立
年
金
険

■「障がい」の表記

当パンフレット（積立年金保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

◎引受保険会社一覧

(2025年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。)

【損害保険】

- ケガ保険
- 病気保険
- 賠償保険
- 携行品保険
- ゴルファー向け保険
- 長期収入サポートプラン

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-4244

- 自動車保険
- 火災保険

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-4244

- 自動車保険

東京海上日動火災保険株式会社

化学産業営業部 営業第二室

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

TEL 03-3285-0216

作成年月：2024年9月 募集文書番号：24TC-003669

- ペット保険

アニコム損害保険株式会社

あんしんサービスセンター

〒160-8352 東京都新宿区西新宿8-17-1 住友不動産新宿グランドタワー39階

TEL 0800-888-8256

【生命保険】

- 医療保険
- がん保険

〔引受保険会社〕アフラック

富士フィルム・富士フィルム関連会社担当：東京第二法人営業部

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

TEL 03-6374-1422

AF006-2024-0846 12月12日(261212)

- 医療保険（入院保障保険（プライム60））

〔引受保険会社〕アクサ生命保険株式会社

MCP推進第2部【照会先】法人ビジネス業務部

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7450

- 社員グループ保険

〔引受保険会社〕日本生命保険相互会社（事務幹事）法人サービスセンター

TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号（930-2357）をお知らせください。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）

- 積立年金保険

〔引受保険会社〕日本生命保険相互会社（事務幹事）法人サービスセンター

TEL 0120-563-924

※お問合せの際には、記号証券番号（970-91543）をお知らせください。

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）

MEMO

保険種類	万一の事故時のご連絡先
団体損害保険(三井住友海上)	ケガ保険
	病気保険
	賠償保険
	携行品保険
	ゴルファー向け保険
	長期収入サポートプラン
社員グループ保険 (日本生命)	三井住友海上 事故受付センター 0120-258-189 (24時間365日受付サービス)
積立年金保険 (日本生命)	富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター 0120-553-053 (土日・祝日を除く平日 10:00~15:00)
入院保障保険 (プライム60) (アクサ生命)	

お問い合わせ先・代理店・扱者

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX)
保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒160-0023 東京都新宿区西新宿5丁目1番1号 住友不動産新宿ファーストタワー
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

Eメール bxhoken@fujifilm.com

TEL **03-6300-6745** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスから6 (団体保険募集) をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)

ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>